

所 属 所 長 様

財団法人石川県教職員互助会
理事長 中西吉明
(公 印 省 略)

財団法人石川県教職員互助会貸付規程の一部改正及び生活支援資金（緊急）
貸付の実施について（通知）

標記のことについて、下記のとおり財団法人石川県教職員互助会貸付規程を一部改正し、生活支援資金（緊急）貸付制度を設けましたので、会員に周知願います。

記

- 1 改正内容
会員の生活支援を目的として、生活支援資金（緊急）貸付制度を加える。

- 2 新旧対照表

財団法人石川県教職員互助会貸付規程新旧対照表

改 正 案	現 行
(貸付の種別及びその額) 第2条 (略) 2 前項に掲げるもののほか、通勤手当 貸付制度及び生活支援資金（緊急）貸 付制度を設けるものとし、その施行に 関し必要な事項は、理事長が別に定め る。	(貸付の種別及びその額) 第2条 (略) 2 前項に掲げるもののほか、通勤手当 貸付制度 を設けるものとし、その施行に 関し必要な事項は、理事長が別に定め る。

- 3 施行日
平成21年6月1日

- 4 その他
実施については、別紙の生活支援資金（緊急）貸付実施要項に基づく

(事務担当)
石川県教職員互助会
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977